

保育を必要とする事由を証明する書類について(案内)

保育は、就労・出産・介護等で児童を保育できない家庭を対象としています。真に保育を必要としている方に利用していただくために、保育を必要とする証明書類を申込書に添付していただいています。証明する書類で申込者の優先順位を決めますので、必ずご提出ください。

証明に使う書類は下記のとおりですので、申込書と併せてご提出ください。

【証明が必要となる方】

- ・児童の保護者(父・母・子どもを養育している者等)
- ・同居している(別世帯の場合を含む)61歳未満の祖父母 ※新規入園申込み及び転園申込みの方のみ

●保育を必要とする事由と提出が必要な書類一覧

保育要件	提出書類	注意事項
就労 (月48時間以上の労働)	○就労証明書(様式A) ○【自営業の場合】 直近の確定申告書(第1表・第2表)の写し、請負契約書の写し等	・証明日が雇用開始日より早い日付の場合、再度証明日が雇用開始日より遅い日付の就労証明書を提出していただく必要があります。 ・育児休業・産前産後休業から復職される方は復職後、復職証明書を提出いただく必要があります。
就学・職業訓練	○保育を必要としている事由申立書(様式B) ○在学証明書または入学の合格通知書 ○カリキュラム/時間割	-
妊娠・出産	○保育を必要としている事由申立書(様式B) ○母子健康手帳(表紙+出産予定日が書いてあるページ)	認定期間は出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から出産日の8週間後の経過する日の翌日月の末日までです。
疾病・障害	○保育を必要としている事由申立書(様式B) ○通院・入院証明書(様式C)または下記いずれか1つ ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し	-
介護・看護	○保育を必要としている事由申立書(様式B) ○通院・入院証明書(様式C)または下記いずれか1つ ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し	同居の家族の介護看護に限ります。
求職活動	○求職活動・起業準備状況申立書 兼 誓約書(様式E)	認定期間は3か月となります。認定期間終了後、続けて求職活動要件で申請することはできません。
育児休業	○就労証明書(様式A) ※育児休業期間及び復職予定年月日が記載されたものがが必要です。	・就労により認定されていた方が、在園児のきょうだいが出生したことにより育児休業を取得した場合にのみ認定可能です。 ・就労証明書に記載された育児休業終了日または出生したこどもが満1歳を迎える年度末のうち早く迎える方まで認定可能です。育児休業期間が延長された場合は延長開始月の前月までに再度申請が必要です。
災害復旧	○保育を必要としている事由申立書(様式B) ○罹災証明書または被災証明書	-
児童虐待・DV	○保育を必要としている事由申立書(様式B) ○こども家庭相談センター・要保護児童地域対策協議会からの意見書等	-

※内容の確認後追加書類をいただくことがあります。あらかじめご了承ください。